

## 法人協会ニュース

### ■第4回農林水産環境展のご案内

「人と自然の共生を目指して」をテーマに、本年も「農林水産環境展」が千葉県の幕張メッセの「日本コンベンションセンター」で11月25日（火）から28日（金）までの日程で開催されます。

農林水産環境展は、「集落排水フェア」「畜産環境フェア」「有機資源フェア」「間伐材フェア」「海岸水産環境フェア」「環境保全型農業フェア」などに分かれた展示が行われ、また展示会場内では、「バイオマス利活用の推進」についてのイベントや様々なテーマによるシンポジウムが開催されます。

当協会もこの催しに協賛しており、今回、会員さんの中で入場をご希望の方には、先着50名様に展示会の無料ご招待券を差し上げます。ご希望の方は11月7日までに、当協会までお電話下さい。

なお、農林水産環境展の展示内容や併行して開催されるシンポジウムの内容について詳しくお知りになりたい方は、同ホームページ (<http://www.emn.jp/efaff>) をご覧下さい。

### ■高木農林漁業金融公庫総裁、引き続き当協会顧問に

10月11日付けで農林漁業金融公庫総裁に就任された元農林水産事務次官の高木勇樹氏は21日、公庫に表敬訪問した長谷川会長らに対し、当協会顧問の職を続けていくことを明らかにしました。高木総裁は、法人協会に対し政策金融の分野での検討を進めていくよう提案をされました。

「AgriBusiness 経営塾」170号

2003年10月23日発行

発行：  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365

Fax : 03-5156-0366

E-mail : [hojin@nca.or.jp](mailto:hojin@nca.or.jp)

HP : <http://www.hojin.or.jp/>

区分	月	納期限
第1期	4月	5月20日
	5月	
	6月	
第2期	7月	8月31日
	8月	
	9月	
第3期	10月	11月30日
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	

前保険年度から保険関係が引き続く場合は、1保険年度を3期に分け、3回に分割納付することができます。

### ●延納の回数と納期

延納とは概算保険料の分割払いです。しかし、どのような場合でも延納ができるわけではありません。一般の工場、事業所（これを継続事業といいます）については、納付すべき概算保険料の額が40万円以上である場合、延納が可能となります。

### ●延納について

### ■労働保険料（3）

前回、前々回と労働保険料について様々なことを説明してきましたが、今回は概算保険料の延納とその端数処理および追加徴収についてお話ししていきます。

各期の納付額は、概算保険料額を期の数で除した額ですが、余り（1円または2円）が生じたときは、第1期分に加算して納付します。

### ●延納の端数処理

- ① 保険関係成立日が4月1日から5月31日までの間にある場合は、3回の延納が可能となり、納期はそれぞれ5月20日、8月31日、11月30日となります。
- ② 保険関係成立日が6月1日から9月30日までの間にある場合は、2回の延納が可能となり、納期はそれぞれ8月31日、11月30日となります。
- ③ 保険関係成立日が10月1日以後の場合、延納はできず1回での納付となります。

区分	月
第1期	4月
	5月
	6月
第2期	7月
	8月
	9月
第3期	10月
	11月
	12月
	1月
	2月
	3月

① ↓ ↓ ↓ ② ↓ ↓ ↓ ③ ↓ ↓ ↓

また、保険年度の途中で事業を開始した場合は、保険関係の成立日によって、延納できる回数が決定します。

## 労務講座 ②⑤

### 労働保険料について（3）

メンターネットワーク  
社会保険労務士  
小森谷一恵

例）50万円の概算保険料を3期に分けて納付する場合、50万円を3で割った余りの2円は、第1期に加算されることとなります。

概算保険料 500,000円	第1期 (納期限5月20日)	166,668円
	第2期 (納期限8月31日)	166,666円
	第3期 (納期限11月30日)	166,666円

### ●概算保険料の追加徴収

平成14年10月に雇用保険料率が引き上げられたことは記憶に新しいと思います。このように一般保険料率、第1種特別加入保険料率、第2種特別加入保険料率、第3種特別加入保険料率が引き上げられたときに行われるのが追加徴収です。労働保険を追加徴収する場合は、通知を発する日から30日を経過した日をその納期限と定め、事業主に対して、その納付すべき労働保険料の額及び納期限を通知します。

保険料率の引き上げ



追加徴収は増加額の多少を問わず徴収される

(納期限：通知を発する日から起算して30日を経過した日)